

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業在	者地	営業所名	営所	業在	所地	処年	月	分日	処内	分の容	主違反の条な項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	有限会社皐月運輸（法人番号6440002008306）代表者山田直史	北海道函館市桔梗5丁目29番5号		本社営業所	北海道函館市桔梗5丁目29番5号				R7.10.1			輸送施設の使用停止（42日車）及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他7件	令和7年2月26日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。 (1) 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反（貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項）、(2) 乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、(3) 定期点検整備の実施義務違反（安全規則第3条の3）、(4) 整備不良車両等運行（安全規則第3条の3）、(5) 整備管理者に対する権限付与義務違反（安全規則第3条の5）、(6) 乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、(7) 運行記録による記録義務違反（安全規則第9条）、(8) 運行指示書の作成、指示又は携行義務違反（安全規則第9条の3第1項から3項）	5	5
2	株式会社エース（法人番号5430001002096）代表者中野政嗣	北海道札幌市北区北25条西3丁目2番3号		旭川営業所	北海道旭川市流通団地3条5丁目7番				R7.10.1			輸送施設の使用停止（15日車）及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他5件	令和6年11月28日、令和7年1月14日及び令和7年2月27日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、(2) 疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第3条第6項）、(3) 定期点検整備の実施義務違反（安全規則第3条の3）、(4) 点検整備記録簿等の記載義務違反（安全規則第3条の3）、(5) 運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、(6) 運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）	2	2
3	泉車輛輸送株式会社（法人番号64600010000121）代表者泉清隆	北海道釧路市鳥取南6丁目2番22号		本社営業所	北海道釧路市鳥取南6丁目2番22号				R7.10.1			輸送施設の使用停止（72日車）及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他3件	令和7年1月14日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、(2) 疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第3条第6項）、(3) 点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項、第2項、第3項）、(4) 特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）	8	8
4	有限会社渡辺興業（法人番号5460102006935）代表者宇屋昭夫	北海道広尾郡大樹町字大全9番地		本社営業所	北海道広尾郡大樹町字大全9-2				R7.10.1			輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他5件	令和6年10月9日及び令和7年3月10日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。 (1) 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反（貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項）、(2) 点呼の記録の改ざん・不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条第5項）、(3) 乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、(4) 運行記録による記録義務違反（安全規則第9条）、(5) 運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、(6) 運転者に対する指導監督の記録保存義務違反（安全規則第10条第1項）	6	6

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業者地	営業所名	営所	業者地	処年月分日	処内分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
5	株式会社マルヌマ商事 (法人番号4430001058057) 代表者:沼鎧誠	北海道登別市幸町4丁目9番地2	本社営業所	北海道登別市幸町4丁目9-2		R7.10.27	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他2件	令和7年5月26日及び令和7年8月6日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0	
6	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	月形郵便局	北海道樺戸郡月形町字市北5		R7.10.1	輸送施設の使用停止(84日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
7	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	黒松内郵便局	北海道寿都郡黒松内町黒松内208-2		R7.10.1	輸送施設の使用停止(127日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
8	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	厚田郵便局	北海道石狩市厚田区厚田44-6		R7.10.1	輸送施設の使用停止(56日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年6月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	
9	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	石崎郵便局	北海道函館市石崎町205-3		R7.10.1	輸送施設の使用停止(149日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
10	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	江良郵便局	北海道松前郡松前町江良426-1		R7.10.1	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月7日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業住	者地	営業所名	営所	業住	所地	処年月分日	処内分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
11	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		鹿部郵便局	北海道茅部郡鹿部町宮浜2-1			R7.10.1	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
12	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		旭川東郵便局	北海道旭川市東旭川町共栄98-4			R7.10.1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
13	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		秩父別郵便局	北海道雨竜郡秩父別町2条2丁目			R7.10.1	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
14	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		占冠郵便局	北海道勇払郡占冠村中央			R7.10.1	輸送施設の使用停止(84日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
15	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		音威子府郵便局	北海道中川郡音威子府村字音威子府447			R7.10.1	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
16	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		宗谷郵便局	北海道稚内市宗谷村宗谷77			R7.10.1	輸送施設の使用停止(156日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業者地	営業所名	営所	業者地	所地	処年月分日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
17	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	遠浅郵便局	北海道勇払郡安平町遠浅11		R7.10.1		輸送施設の使用停止(135日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
18	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	日高郵便局	北海道沙流郡日高町本町東1丁目297-36		R7.10.1		輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
19	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三石郵便局	北海道日高郡新ひだか町三石本町190-1		R7.10.1		輸送施設の使用停止(121日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
20	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	釧路西郵便局	北海道釧路市鳥取大通7丁目6-5		R7.10.1		輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月6日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
21	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	釧路西郵便局	北海道標津郡標津町葉別45-3		R7.10.1		輸送施設の使用停止(138日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
22	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	庶路郵便局	白糠郡白糠町庶路2丁目4-1		R7.10.1		輸送施設の使用停止(138日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業住	者地	営業所名	営所	業住	所地	処年月分日	処内分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
23	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		幌呂郵便局	北海道阿寒郡鶴居村幌呂西4丁目11			R7.10.1	輸送施設の使用停止(129日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
24	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		仙美里郵便局	北海道中川郡本別町仙美里元町64-4			R7.10.1	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
25	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		大誉地郵便局	北海道足寄郡足寄町大誉地本町20-61			R7.10.1	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
26	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		螺湾郵便局	北海道足寄郡足寄町螺湾本町34			R7.10.1	輸送施設の使用停止(112日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月21日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
27	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		東藻琴郵便局	北海道網走郡大空町東藻琴108			R7.10.1	輸送施設の使用停止(154日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
28	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		丸瀬布郵便局	紋別郡遠軽町丸瀬布東町221-223			R7.10.1	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他2件	令和7年7月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業住	者地	営業所名	営所	業住	所地	処年月分日	処内分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
29	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		紅葉山郵便局	北海道夕張市紅葉山81-3				R7.10.8	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—
30	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		赤平郵便局	北海道赤平市東大町3丁目1				R7.10.8	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—
31	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		銭函郵便局	北海道小樽市銭函2丁目8-1				R7.10.8	輸送施設の使用停止(113日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月1日及び令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—
32	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		函館中央郵便局	北海道函館市新川町1-6				R7.10.8	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—
33	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		尻岸内郵便局	北海道函館市川上町480-3				R7.10.8	輸送施設の使用停止(156日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—
34	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		福島郵便局	北海道松前郡福島町字三岳9-3				R7.10.8	輸送施設の使用停止(158日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月7日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名 事所	業者 事所	業者 事所	年月日 所地	処分の内容 内	違反の条項 主な項目	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数	
35	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	南茅部郵便局	北海道函館市川汲町481-3	R7.10.8	輸送施設の使用停止(128日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—
36	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	舎熊郵便局	北海道増毛郡増毛町舎熊113-1	R7.10.8	輸送施設の使用停止(99日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—
37	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	古丹別郵便局	北海道苦前郡苦前町古丹別173-5	R7.10.8	輸送施設の使用停止(134日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—
38	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	中川郵便局	北海道中川郡中川町中川262-6	R7.10.8	輸送施設の使用停止(90日車) 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他2件	令和7年8月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)	—	—
39	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	有珠郵便局	北海道伊達市有珠町262	R7.10.8	輸送施設の使用停止(133日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—
40	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	虎杖浜郵便局	北海道白老郡白老町虎杖浜47-2	R7.10.8	輸送施設の使用停止(156日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名 事所	業者 住所	者地 営業所名	営所 業者 住所	所地 処年 月 分 日	処内 分 の 容	主違 反の 条 項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
41	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上厚真郵便局	北海道勇払郡厚真町上厚真228-7	R7.10.8	輸送施設の使用停止 (113日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—
42	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	姉別郵便局	北海道厚岸郡浜中町姉別1丁目45	R7.10.8	輸送施設の使用停止 (103日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—
43	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	中西別郵便局	北海道野付郡別海町中西別光町8	R7.10.8	輸送施設の使用停止 (111日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月30日及び令和7年8月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—
44	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	遠矢郵便局	北海道釧路郡釧路町河畔7丁目52-3	R7.10.8	輸送施設の使用停止 (118日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月6日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—
45	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	中春別郵便局	北海道野付郡別海町中春別西町36	R7.10.8	輸送施設の使用停止 (159日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—
46	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大正郵便局	北海道帯広市大正本町西1条2丁目2-2	R7.10.8	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業住	者地	営業所名	営所	業住	所地	処年月分日	処内分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
47	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		新得郵便局	北海道上川郡新得1条南1丁目16			R7.10.8	輸送施設の使用停止(121日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
48	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		置戸郵便局	北海道常呂郡置戸町字置戸62-2			R7.10.8	輸送施設の使用停止(156日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
49	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		札弦郵便局	北海道斜里郡清里町札弦町5-1			R7.10.8	輸送施設の使用停止(114日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
50	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		渚滑郵便局	北海道紋別市渚滑町5丁目28-7			R7.10.8	輸送施設の使用停止(89日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月7日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
51	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		西興部郵便局	北海道紋別郡西興部村西興部119			R7.10.8	輸送施設の使用停止(91日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月21日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
52	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		美唄郵便局	北海道美唄市西3条南2丁目1-1			R7.10.15	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年5月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業者	者地	営業所名	営所	業者	所地	処年	月	分日	処内	分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
53	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	松前郵便局	北海道松前郡松前町字松城11		R7.10.15	輸送施設の使用停止(160日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-					
54	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大沼郵便局	北海道亀田郡七飯町字大沼町301-9		R7.10.15	輸送施設の使用停止(160日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-					
55	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	館郵便局	北海道檜山郡厚沢部町館町126-2		R7.10.15	輸送施設の使用停止(140日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-					
56	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	比布郵便局	北海道上川郡比布町寿町1丁目1-7		R7.10.15	輸送施設の使用停止(132日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月9日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-					
57	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	幾寅郵便局	北海道空知郡南富良野町幾寅977-5		R7.10.15	輸送施設の使用停止(102日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-					
58	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	幌延郵便局	北海道天塩郡幌延町3条北1丁目8-2		R7.10.15	輸送施設の使用停止(160日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-					

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業者地	営業所名	営所	業者地	処年月分	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
59	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	稚内郵便局	北海道稚内市中央2丁目15-12		R7.10.15	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
60	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	幌加内郵便局	北海道雨竜郡幌加内町幌加内10738		R7.10.15	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
61	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	沼川郵便局	北海道稚内市声問村沼川12430		R7.10.15	輸送施設の使用停止 (158日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
62	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	壮瞥郵便局	北海道有珠郡壮瞥町滝之町416-28		R7.10.15	輸送施設の使用停止 (112日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
63	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	伊達郵便局	北海道伊達市鹿島町29-3		R7.10.15	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
64	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	厚賀郵便局	北海道沙流郡日高町字厚賀町156-57		R7.10.15	輸送施設の使用停止 (134日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業者地	営業所名	営所	業者地	所地	処年月分日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
65	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	様似郵便局	北海道様似郡様似町錦町6-6		R7.10.15		輸送施設の使用停止 (81日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、(2) 点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—	
66	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	浜中郵便局	厚岸郡浜中町浜中桜西55		R7.10.15		輸送施設の使用停止 (101日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、(2) 点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—	
67	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	塘路郵便局	川上郡標茶町塘路原野北7線51-87		R7.10.15		輸送施設の使用停止 (116日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、(2) 点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—	
68	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	白糠郵便局	白糠郡白糠町西1条南3丁目1-1		R7.10.15		輸送施設の使用停止 (112日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、(2) 点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—	
69	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	芽室郵便局	北海道河西郡芽室町本通5丁目1		R7.10.15		輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、(2) 点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—	
70	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大樹郵便局	北海道広尾郡大樹町東本通17		R7.10.15		輸送施設の使用停止 (124日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」) 第7条)、(2) 点呼記録の不実記載 (安全規則第7条第5項)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業住	者地	営業所名	営所	業住	所地	処年月分日	処内分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
71	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		本別郵便局	北海道中川郡本別町南2丁目4-2			R7.10.15	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
72	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		十勝池田郵便局	北海道中川郡池田町大通1丁目79			R7.10.15	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
73	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		津別郵便局	北海道網走郡津別町新町15-4			R7.10.15	輸送施設の使用停止(128日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
74	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		浜小清水郵便局	北海道斜里郡小清水町浜小清水46-17			R7.10.15	輸送施設の使用停止(82日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
75	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		南幌郵便局	北海道空知郡南幌町栄町4丁目1-8			R7.10.22	輸送施設の使用停止(143日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
76	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		芦別郵便局	北海道芦別市北1条東1丁目10-5			R7.10.22	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業住	者地	営業所名	営所	業住	所地	処年月分日	処内分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
77	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		江別郵便局	北海道江別市王子16-15			R7.10.22	輸送施設の使用停止(60日車) 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
78	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		浦臼郵便局	北海道樺戸郡浦臼町浦臼内172-53			R7.10.22	輸送施設の使用停止(36日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年7月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	
79	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		北斗北郵便局	北海道北斗市本町2丁目7-11			R7.10.22	輸送施設の使用停止(128日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
80	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		瀬棚郵便局	北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町186-1			R7.10.22	輸送施設の使用停止(132日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
81	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		今金郵便局	北海道瀬棚郡今金町字今金153			R7.10.22	輸送施設の使用停止(123日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
82	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		沼田郵便局	北海道雨竜郡沼田町南1条4丁目5-6			R7.10.22	輸送施設の使用停止(95日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業住	者地	営業所名	営所	業住	所地	処年月分日	処内分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
83	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		天塩郵便局	北海道天塩郡天塩町海岸通5丁目55-4	R7.10.22	輸送施設の使用停止 (113日車)			貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
84	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		初山別郵便局	北海道苫前郡初山別村初山別106-1	R7.10.22	輸送施設の使用停止 (23日車)			貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	—	—	
85	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		鬼鹿郵便局	北海道留萌郡小平町鬼鹿港町194	R7.10.22	輸送施設の使用停止 (92日車)			貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
86	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		利尻くつがた郵便局	北海道利尻郡利尻町沓形本町29	R7.10.22	輸送施設の使用停止 (110日車)			貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
87	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		浅茅野郵便局	北海道宗谷郡猿払村浅茅野336-36	R7.10.22	輸送施設の使用停止 (84日車)			貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
88	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		大岸郵便局	北海道虻田郡豊浦町大岸112-2	R7.10.22	輸送施設の使用停止 (139日車)			貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月9日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業住	者地	営業所名	営所	業住	所地	処年月分日	処内分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
89	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		穂別郵便局	北海道勇払郡むかわ町穂別65			R7.10.22	輸送施設の使用停止(106日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
90	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		鶴居郵便局	北海道阿寒郡鶴居村鶴居西3丁目29			R7.10.22	輸送施設の使用停止(127日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月9日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
91	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		虹別郵便局	北海道川上郡標茶町虹別原野67線105-27			R7.10.22	輸送施設の使用停止(84日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
92	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		中標津郵便局	北海道標津郡中標津町西5条南1丁目1-6			R7.10.22	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
93	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		足寄郵便局	北海道足寄郡足寄町北1条4丁目43-2			R7.10.22	輸送施設の使用停止(159日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	
94	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		忠類郵便局	北海道中川郡幕別町忠類幸町1-1			R7.10.22	輸送施設の使用停止(147日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月21日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、 (2) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事所	業住	者地	営業所名	営所	業住	所地	処年月分日	処内分の容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
95	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		網走郵便局	北海道網走市南4条東3丁目8			R7.10.22	輸送施設の使用停止（60日車） 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	—	—	
96	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		上渚滑郵便局	北海道紋別市上渚滑町3丁目9			R7.10.22	輸送施設の使用停止（87日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	—	—	
97	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		白滝郵便局	北海道紋別郡遠軽町白滝818			R7.10.22	輸送施設の使用停止（60日車） 及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月7日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	—	—	
98	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		栗山郵便局	北海道夕張郡栗山町中央3丁目238			R7.10.29	輸送施設の使用停止（122日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	—	—	
99	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		後志泊郵便局	北海道古宇郡泊村泊村35-13			R7.10.29	輸送施設の使用停止（121日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	—	—	
100	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		館平郵便局	北海道二海郡八雲町熊石相沼町66-2			R7.10.29	輸送施設の使用停止（115日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条）、(2)点呼記録の不実記載（安全規則第7条第5項）	—	—	

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧